

介護保険料の賦課誤りについて（別紙）

本市の介護保険料の賦課事務に不適切な処理があり、一部の被保険者の方に対し、保険料を過大に賦課していたことが判明したものの。

（１）概要

介護保険の賦課決定は、平成27年4月の介護保険法改正（第200条の2の追加）により、当該年度の最初の保険料の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降はできない旨が規定されている。

「最初の保険料の納期」について、特別徴収（年金からの天引き）の場合は5月10日とすべきところ、6月30日と設定しており、特別徴収の方の保険料を変更できる期間は、対象年度の2年後の5月10日までとなるが、これを経過した日以降に変更していた事例があることが判明したものの。

（２）対象保険料、人数および金額

- ① 対象保険料：平成30年度
- ② 対象人数：3人（過大徴収3人）
- ③ 対象金額：過大徴収66,100円

（３）対応

過大徴収した方について、個別訪問によりお詫びをし、説明をするとともに還付を行うこととする。

（４）再発防止策

今後、法改正時には、他自治体およびシステム委託事業者と情報共有を行うとともに、適切な法解釈および運用に万全を期す。